勝山市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準

勝山市農業委員会

（趣旨）

第１条　この基準は、人口減少、過疎化等のため山間部に存在する条件不利地を中心とした遊休農地が増加し、特に空き家に付属した農地の遊休農地化が進んでいることから、定住の促進及び遊休農地の解消のために、勝山市「空き家情報バンク」（以下「情報バンク」という。）において登録された空き家に付属した農地等について、農地法（昭和２７年法律第２２９号）第３条の規定に基づく農地の権利取得の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）農地　農地法第２条第１項に規定する農地をいう。

（２）別段面積　農地法第３条第２項第５号の規定により勝山市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が定めた面積をいう。

（３）空き家　市内に居住又は店舗利用を目的として建築し、現に使用していない又は近く使用しなくなる予定である戸建ての建物をいう。

（４）空き家に付属した農地　情報バンクに現に登録されている空き家又は過去に情報バンクに登録された空き家であって、現に空き家の状態であるものの所有者又はその法定相続人が権利を有する市内にある農地（当該空き家に付属するものに限る。）のうち、1筆ごとに農業委員会が指定したものをいう。

（５）総会　農業委員会が開催する定例又は臨時の総会をいう。

（６）遊休農地　農地法第３２条第１項各号に掲げる農地をいう。

（設定面積）

第３条　空き家に付属した農地に限定して設定する別段面積は、次に掲げるとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 設定区域 | 設定面積 |
| 空き家に付属した農地 | ０．０１アール |

２　前項の設定は、平成２２年１月２５日付け勝山市農委公示の設定に優先して適用するものとする。

（適用条件）

第４条　前条第１項に掲げる別段面積を適用するときは、空き家に付属した農地を一つの区域とみなし、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

（１）１筆ごとを単位とし、適用する時点で全て又は一部が遊休農地であること及び所有者又は法定相続人による維持管理や農作物等の栽培が行われる見込みがないこと。

（２）空き家及び空き家に付属した農地の所有者は、同一であること。ただし、所有者が死亡しその相続人が明らかである場合、又は農業委員会が認めた場合については、この限りでない。

（３）農地の権利を取得しようとする者は、投機目的の農地取得を防ぐため、権利の取得の日から起算して５年以上継続して、取得した空き家へ居住し、及びその農地を耕作すること。

（添付書類）

第５条　空き家に付属した農地として農業委員会の指定を受けようとする者又は権利の取得の申請をしようとする者は、農地法第３条第１項の規定により農業委員会の許可を受けるための書類のほか、次の書類を農業委員会に提出しなければならない。

（１）空き家に付属した農地指定申請書（様式第１号）

（２）情報バンクに登録されているホームページ画面の写し又は情報バンクに登録されていたことがわかる書類

（３）取得農地を５年以上継続して耕作する旨の誓約書（様式第２号）

（４）遊休農地を解消した届出書（様式第４号）

（５）前各号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めるもの

（現地確認）

第６条　農業委員会の会長は、空き家に付属した農地指定の申出があったときは、委員を指名し、当該申出に係る書類の審査及び当該指定を受けようとする地域の現地確認を行わせ、総会においてその結果を空き家に付属した農地指定申請審査確認書（様式第３号）により報告させるものとする。

（指定の解除）

第７条　農業委員会は、申請人より遊休農地を解消した届出書（様式第４号）の提出を受け、空き家に付属した農地の遊休農地の状態が解消したことを確認したときは、その指定を解除するものとする。

（指定及び解除指定の方法）

第８条　農業委員会が、空き家に付属した農地を指定し、又はその指定を解除しようとするときは、総会の決定を経るものとする。

（告示）

第９条　農業委員会は、空き家に付属した農地を指定したとき又はその指定を解除したときは、速やかに告示するものとする。

（許可後の調査及び指導）

第１０条　農業委員会は、この基準に従い許可した農地の利用状況について、適宜調査を行うものとする。

２　農業委員会は、この基準に従い権利を取得した農地を、適正に耕作していないと認めた場合又は今後見込まれる場合は、当該権利を有する者に指導を行うものとする。

（その他）

第１１条　この基準に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

　附　則

　この基準は、平成３１年４月１日から施行する。

　改正附則　令和３年１月２５日

様式第１号（第５条関係）

空き家に付属した農地指定申請書

　　年　　月　　日

勝山市農業委員会会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　（申請人）※農地譲渡人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印

連絡先

　次の土地について、空き家に付属した農地に指定することを申請します。

記

　（申請する農地）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 字・地番 | 地目 | 地積（㎡） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※　申請書は２部提出してください。承認後、署名した１部をお返しします。

※　添付書類　申請土地の登記簿謄本、公図の写し、所在地図、現地写真

勝農委　第　　　号

上記のとおり空き家に付属した農地に指定します。

　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　勝山市農業委員会会長

様式第２号（第５条関係）

取得農地を５年以上継続して耕作する旨の誓約書

　　年　　月　　日

勝山市農業委員会会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　（誓約者）※農地譲受人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印

　私は、下記の農地の権利を取得するに当たって、権利の取得の日から起算して５年以上耕作することを誓約します。

記

　（権利を取得する農地）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 字・地番 | 地目 | 地積（㎡） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※　相続等により所有権の移転があった場合には、所有権の移転を受けたものが、この誓約書に定める義務を継承するものとする。

※　不動産の投機目的ではなく、耕作目的の取得であるため、誓約書に定める期間が経過しても農地以外に転用が認められない場合がある。

※　周辺農地等の利用に影響を与えないものとする。

様式第３号（第６条関係）

空き家に付属した農地指定申請　審査確認書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認者（委員氏名） |  | 確認年月日 | 年　　月　　日 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 農地又は採草放牧地の所有者 | | 氏名 |  | | | | |
| 住所 |  | | | | |
| 所在地 | 地目 | 面積(㎡) | 遊休地  区分 | 設定基準  該当 | 中山間 | 多面的 | 備考 |
|  |  |  | １号  ２号  Ｂ  耕作 | 該　当  非該当 | 有  無 | 有  無 |  |
|  |  |  | １号  ２号  Ｂ  耕作 | 該　当  非該当 | 有  無 | 有  無 |  |
|  |  |  | １号  ２号  Ｂ  耕作 | 該　当  非該当 | 有  無 | 有  無 |  |
| 確認者所見 | | |  | | | | |

様式第４号（第５条 第７条関係）

遊休農地を解消した届出書

　　年　　月　　日

勝山市農業委員会会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　（申請人）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印

　　　年　　月　　日　勝農委第　　　号にて指定を受けた次の土地について、耕作を行い遊休農地状態を解消しましたので届出いたします。

記

（権利を取得した農地）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 字・地番 | 地目 | 地積（㎡） | 確認状況  （遊休農地解消） |
|  |  |  |  | 済　・　未 |
|  |  |  |  | 済　・　未 |
|  |  |  |  | 済　・　未 |

※　太枠の中をご記入ください。確認状況は委員会にて記入いたします。

（添付書類）

　　１．空き家に付属した農地指定通知の写し

　　２．現況写真

（農業委員会現地確認日：　　　年　　　月　　　日）